

私達は、法人事業所の
敷地内の全面的な禁煙を実施します

2019年8月
社会福祉法人泉湧く家

受動喫煙による健康被害が、国内外で大きな問題になっており、この度の健康増進法改正が施行されたことに伴い、法人全事業所の敷地内・屋内共に8月1日より全面禁煙を実施致しました。

私達は、喫煙がもたらす健康被害の重大性を認識し、法人が運営する事業所において、改正法に定められた義務を誠実に実施するため、事業所における全面禁煙を実施する事で「受動喫煙対策」を推進する事と致しました。

介護、保育などの福祉に従事する者は、生命をいとおしみ健康を何よりも大切にする仕事に従事する者としての自覚に立ち、今後も適切な環境整備に努めてまいります。

ご理解とご協力をお願いし、「受動喫煙対策」の新たな取り組みのご報告といたします。